

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当たるときは、
その翌日)

告 示

鳥取県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（平成五年十月二十日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
佐斐神町字濱田ノ五 三三五三の一、三三六一の一、三三六一の四及び三三六一の五、字濱田ノ四 三三六一の二、字濱田灘三三九一の一並びに字御来待灘二九八二、二九八三及び三三九六の二並びにこれらと一体をなす国有地の地先	二六七、五一四・八一平方メートル

- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認（市町村振興課）
町の区域の変更（〃）
地域総合整備資金の平成五年度分の貸付けに係る償還金の徴収の事務の委託（商工振興課）
保安林の指定（森林保全課）
保安林の指定の解除（〃）
土地収用法による土地の立入り（管理課）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工事の施行（下水道課）
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称の変更（会計課）
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（中小企業課）
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（〃）

鳥取県告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名称	同上の区域（平成五年十月二十日現在の地番による。）
佐斐神町	佐斐神町の全域 佐斐神町字濱田ノ五 三三五三の一、三三六一の一、三三六一の四及び三三六一の五、字濱田ノ四 三三六一の二、字濱田灘三三九一の一並びに字御来待灘二九八二、二九八三及び三三九六の二並びにこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、地域総合整備資金の平成五年度分の貸付けに係る償還金の徴収の事務を財団法人地域総合整備財団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林の所在場所
西伯郡日吉津村大字富吉一三三二の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 指定の目的
潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字富吉一二七七の一六、一二七七の一〇・一二七八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

富士通線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市石州府字石州原、字大成、字山ノ下夕一、字寺處ノ巻及び字寺處ノ四並びに西伯郡岸本町小町字越城野原六、字越城野原七及び字石橋尻、金廻字芦谷平、字セリ谷、字船尾平、字金廻り、字下中河原及び字前河原、口別所字垣ノ内、字上小谷、字横道東、字小谷、字大林、字小谷上、字横道上東及び字垣ノ内一並びに岸本字石脇、字坊ガケ、字大成、字横道上、字陣場、字上ノ原、字土手ノ内、字尻谷、字下ノ原西一、字下ノ原東二、字下ノ原西、字岡本及び字岡本東地内

四 立ち入ろうとする期間

平成六年一月二十一日から同年二月二十八日まで

鳥取県告示第四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年八月三十一日 鳥取県指令受米土維第五百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第四十六号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年三月法律第十五号）第十四条の二
第一項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行
うので、同法第八条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 公共下水道の名称

若桜町特定環境保全公共下水道

二 工事の内容及び区域

三 工事の開始の日

平成六年一月二十一日

鳥取県告示第四十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、平成六年二月一日から施行する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表賀露漁業協同組合の項中

株式会社山陰合同銀行
湖山支店

株式会社山陰合同銀行
賀露支店

を に改める。

内 容	区 域
幹線管渠	八頭郡若桜町大字若桜字下河原、字坂谷前、字蓮道前、 字円徳、字大石、字馬橋、字坂川、字隅田、字下町、字権 現シマ及び字古海橋ノ本の各一部
終末処理場	八頭郡若桜町大字赤松字大河原の一部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

平成六年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

- 一 日時 平成六年一月二十日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会第3議室
- 三 議題 平成六年度明るく選挙推進運動要領及び事業計画について

公 告

平成5年度第3四半期(10月～12月)内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成6年1月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 平成5年度第3四半期内にし出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合 計
件 数	0	0	3	0	3

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出(以下「法3条等届出」という。)がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出(以下「法5条等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで

2 平成5年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了後法5条等届出の届出前	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合 計	
件 数	0	1	0	1	0	2

